



ひろしまそだち” 農業生産工程管理チェック表

主目的	区 分	取り組み事項	チェック	
A 農場 管理	1	ほ場や施設の地図	ほ場や施設の地図がある。	
	2	栽培計画	農場の責任者は、作業計画（作業内容と実施時期）、作付計画（品目ごとの作付予定面積等）を立てている。	
	3	商品や農場に関する苦情・異常への対応	商品や農場に関する苦情・異常に対応した場合、それらが分かる記録を作成している。	
	4	作業記録	ほ場や出荷調整施設等での作業（栽培管理、施肥、防除、収穫、出荷等）を記録している。	
B 食品 安全	5	ほ場や倉庫、出荷調整施設における汚染防止と異物混入防止	ほ場や倉庫、出荷調整施設では、種苗や農産物、包装資材等が汚染物質で汚染されない、または異物が混入しないための対策をしている。	
	6	作業員及び入場者の健康状態の把握と対策	農産物を通して消費者に感染する可能性がある疾病に感染している、またはその疑いのある作業員及び入場者は、事前に農場の責任者へ報告をしている。 農場の責任者は、上記に該当する者に対して、収穫及び出荷調整の作業への立入・従事を禁止または対策をした上で許可している。	
	7	栽培や収穫、出荷調整作業で使用する水の安全性	栽培で使用する水の種類とその水源と貯水場所を把握するとともに、農作物に危害を与える要因がないか点検し、必要な対策をしている。 また、農産物を最後に洗う水や収穫後に霧吹きに使う水、農産物と接触する機械や容器の洗浄に使用する水などを衛生的に取り扱っている。	
	8	農薬保管庫の管理	農薬を農薬保管庫外に放置していない。 農薬管理の責任者が農薬保管庫の鍵を管理し、施錠されており、誤使用や盗難を防止している。 毒物・劇物及び危険物は、「医療用外毒物」または「医療用外劇物」の表示がある専用の保管庫に保管し、他の農薬と明確に区分している。	
	9	農薬の使用	農薬使用基準を満たした農薬使用計画があり、その計画に従って農薬使用を決定している。 農薬使用にあたり、作業員は適切な合羽やゴーグル、マスク等を着用している。	
C 労働 安全	10	作業員の労働安全	ほ場、作業道、倉庫、出荷調整施設やその敷地等の危険な場所、農業機械の使用などの危険な作業を点検し、事故やけがを防止するための対策を周知・実施している。	
D 環境 保全	11	散布液・農薬散布器具の洗浄と洗浄液の処理	調整した散布液は、対象となるほ場で使い切るようにしている。 散布器具に農薬が残らないよう、散布後は散布機、ホース、ノズル、接合部、タンクを速やかに農産物や水源に危害がない場所・方法で洗浄している。	
	12	飛散防止（ドリフト対策）	自分のほ場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策を講じている。地下水・河川等の水系へ農薬流出を防ぐ対策を講じている。	
	13	適切な施肥設計	施肥設計は、“ひろしまそだち”栽培指針等の標準施肥量や土壌分析の結果等を参考に作成している。	
	14	廃棄物の保管・処理	農場で発生する廃棄物は、農産物や資材類、環境を汚染しないよう保管し、処理している。	